

ドイツ・ナチス国家の基本構造： 国家理論の体系化(7)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 村上, 和光 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17600

ドイツ・ナチス国家の基本構造

—— 国家理論の体系化(7) ——

村 上 和 光

はじめに

- I ナチス経済政策の展開
- II ナチス国家体制の展開
- III 「ナチス体制」の国家構造

はじめに

前稿¹⁾では、アメリカ・ニューディール国家を素材として「現代資本主義国家」の基本像の検出を試みた。つまり、「ニューディール国家」を、「アメリカ資本主義の『体制的危機』（「階級闘争激化」プラス「大型不況」）の下で、『階級宥和策』と『資本蓄積促進策』とを発動することによってアメリカ資本主義の全体的『組織化』を目指す、その『権力的編成主体』に他ならない」とまず定義づけたうえで、それこそ、「過渡期的・早熟的」制約を濃厚に残す「ワイマル国家」を乗り越えた、まさしく「現代国家の『典型パターン』」だと整理された。やや具体的に図式化すれば、資本主義国家は、「重商主義国家→自由主義国家→帝国主義国家」という「段階論型展開過程」を辿った後、「ドイツ・ワイマル国家」において、それ以前の国家類型とは区別可能な、「現代国家」の「過渡期的・早熟的」形態を発現させたが、このような「現代国家の『過渡期型』」の「完成形態」としてこそ、「ニューディール国家」は体系化可能だ——とあってよいわけである。

したがってこのように集約できれば、そこから、本稿の課題は直ちに以下のように浮上してくる。すなわち、この「ニューディール国家」に対し、

「表面的」にはその対極に立つように現象する「ドイツ・ナチス国家」は、「ニューディール国家」を基準にしつつどのような位相において把握されるべきか——の解明、これである。換言すれば、「現代国家の典型」としての「ニューディール国家」を基本的参照軸に定置したうえで、「ナチス国家」の「特殊性」を「現代国家」の「包括エリア」内部に適切に体系化することに他ならないが、まさにそのような、「ナチス国家」における、「ニューディール国家」に対する「異質性-共通性」の総合的解析を通してこそ、「現代国家の類型」だけでなく、「現代国家の『本質』と『形態』」とがより理論的に鮮やかに表出してくるに違いない。

I ナチス経済政策の展開

[1]「第1次計画」期「ナチス経済」の具体的運動についてはすでに別稿²⁾で詳述し終えたので、ここでは、全体を「2ステージ」（「第1次計画」期および「第2次計画」期）に区分しつつ、特に経済政策を焦点にしてその基本像の確認に力点を限定したい。

さて(1)第1に「第1次計画」期から出発するが、まず最初に①この局面の「国家課題」を視野に収めておく必要がある。そこで(a)その「背景」から入ると、周知の通り、政権掌握³⁾後、ヒトラーは国民への一種の「公約」として「第1次4ヶ年計画」⁴⁾（33年2月1日）を発表するが、この計画プランの中に「第1次計画」期のいわば「国家課題」が提示されているとよい。つまり、この「第1次計画」がヒトラーの「公約」たる位置を占めることに他ならないが、権力獲得直後のスキャンダルを隠蔽して「権力の正統性」を一応は保持するためにそれは不可欠だったと考えられよう。その意味で、この計画プランに、「ナチス国家」としての一定の政治的必然性が内包されているのはいうまでもない。ついて(b)その「理念」に移ると、その基軸が——ヒトラーの「公約」からも直接読み取れるように——まず何よりも（「農業救済」をも含む意味での）「失業克服=雇用創出」に設定されていた点は自明であった。換言すれば、後述のように「第2次計画」期のそれが明らかに「軍備拡張」へと転換するのに比較して、この「第1次計画」期の「国家課題」は、

「31年金融恐慌³⁾—失業増大—社会不安」という「体制的危機」に直面して、まずさし当たりこの「雇用創出—体制的危機脱却」にこそ設定された——と整理可能である。

そのうえで(c)この時期の「政策主体」はどこに求められるか。その点からみれば、ナチス権力内部における「路線対立」のうち、この「第1次計画」期には、——「第2次期」のゲーリングに対して——シャハトの支配力がなお優勢を示したと考えてよい。すなわち、シャハト路線は、対米協調に立脚したいわば「平和的アウトルキー」を指向する点に力点があり、したがって「急激な軍拡」をむしろ回避しようとするものであった。その意味で、ルール重工業（特に鉄鋼業）を中軸としたドイツ金融資本内部の「アメリカ派」に接続するラインだと判断可能だが、それが、国内経済の均衡回復視点を接点として、「第1次計画」における、その「雇用創出重視」傾向となって現実化したのは当然だといってよい。ここにも、「第1次計画」期の特質が如述に反映していると考えられる。

以上のような「課題」を確認したうえで、②「政策展開」の内容に入っていこう。その場合、すでに別稿で立ち入ったように、ナチスの政策体系は多岐にわたるが、ここではそれを便宜上「共通政策・対資本政策・対労働者政策」に大きく3区分しつつその基本体系を整理していくことにしたい。それを通して「第1次計画」期の基本構図を検出しよう。

そこで(a)まず第1は「共通政策」だが、その含意は、いうまでもなく「資本—労働関係の『共通基盤』形成政策」という点にある。そう考えると、この「共通政策」の何よりも前提が(A)「価格統制政策」に還元されるのはあらためていうまでもない。というのも、(イ)その「意義」としては、ナチス体制ではそれが「対資本」であれ「対労働」であれ、全ての政策群がこの「価格国家統制」に立脚してのみ発現可能だったこと——はあまりにも自明だからである。換言すれば、この「価格」こそ、一方では企業の収益=採算動向を直接規定すると同時に、他方で労働者の生活条件における決定的要因となることにより、総合的にはいわば「資本—労働関係における『費用—収益関係』の基軸」を形成するから、まさにその点で、「資本—労働関係の『共通政策』」をなすというべきであろう。

そこでこの「価格統制」の具体的展開を大筋で追うと、それは大別して「市場統制」と「価格統制」に区分し得る。まず(ロ)「市場統制」からみるとその焦点は「原料統制」にあり、例えば、ドイツにおいて自給困難な鉄鉱石・石油・非鉄金属・ゴム・綿花・羊毛などを対象にして、輸入商品別に「監督局」を設置しながら原料を各企業へ割り当てた。その場合、割り当て方式には、「一定の生産割当に連動させて原料を割り当てる」方式と、「国内原料との混合を義務づける」方式とがあったが、このシステムを媒介して、「生産財部門」および「重要戦略生産部門」の傾斜的拡大が意図されたのは当然であった。

ついでに「価格統制」だが、その嚆矢をなしたのは34年11月5日の「帝国物価監督委員任命法」であって、同法によって、「帝国物価監督委員」が「復活」するとともに価格規制の基本ルートが確定をみたといつてよい。要するに、価格規制の主導権が——景気回復をも視野に入れつつ——「カルテル」から「監督委員・監督局」＝「国家」へと移るわけである。そのルートの基本だけを指摘すれば、まず原料価格については、一方では、監督局が価格指示を出して「原料価格高→製品価格上昇」を規制した他、他方では、その引上げは世界価格上昇と一致する場合にのみ認められた。もっとも農産物価格だけはやや恩恵的であって、低価格で輸入した外国食料・飼料を国内へ再販売する際には、ヨリ高価格で販売することが許可された。ナチスの農業保護「公約」からしてそれは当然であろう。

そのうえで「共通政策」の2番目は(B)「財政・金融政策」に他ならないが、その政策的ポイントは政府財政資金に関するその「資金調達方式」⁶⁾にこそあった。そこでまず(イ)「雇用創出手形」(Arbeitsbeschäftigungswechsel)が最初に登場するが、それは、まず「形式的」には、公共事業を請負う民間企業が振り出し政府が支払いを保証する3ヶ月期限の商業手形という形態をとる。しかしその実際の機能は単純ではなく、「現実的」には5ヶ年間にわたって満期ごとに借換えられたから、事実上は中長期の公債発行に等しかった。

その場合、特に注意を要するのは「商業手形」の「形式」を取った理由であって2つ指摘し得る。つまり、まず1つはインフレの公然たる展開の回避であり、そしてもう1つは——先行き不安のため資本市場では証券発行が困

難であるという環境下での——「貨幣市場の緩和追求」、という事情であった。したがって、「前者」による「隠されたインフレ政策」と「後者」による「資本過剰緩和策」とによって、この「雇用創出手形」が、「過剰資本処理—投資拡大」を通して景気振興の一翼を担った——とも整理可能である。

ついで、「資金調達方式」の第2パターンとして(回)周知の「メフォ手形」(Mefo)が興味深い。これは、33年5月に国防省と中央銀行とによって設立された、いわば「架空の」手形引受機関である「冶金研究会社」(Metallforschungsstell GmbH)に向けて振り出された手形を指す。つまり、公共事業や軍需品の発注を受けた企業はこの「研究会社」宛てに、「3ヶ月期限の支払い手形」である「メフォ手形」を振り出すが、この手形が中央銀行適格手形と見做されたことを根拠にして、3ヶ月ごとに借換られながら最長5ヶ年の長期債券として機能していった。まさにその点で「雇用創出手形」と性格は同一であった。

ただし、「雇用創出手形」の場合には市中銀行割引の余地も小さくなかったのに比較して、この「メフォ」は市中銀行によっては割引かれず全額中央銀行割引であったことは特徴的とみてよい。いずれにしても、この「メフォ」の発行開始は「雇用創出手形」より遅れて34年であったが、その後はほぼ倍々ゲームの勢いで発行が膨張を示し、漸減傾向を辿る「雇用創出手形」をやがて凌駕して資金調達の中心を担うことになっていく。

最後に、「資金調達」方式の到達点として(イ)「中長期国債」にたどり着く。つまり、何度も指摘した通り、「雇用創出手形」・「メフォ手形」の両方とも「満期ごとの借換」・「中央銀行再割引適格性」などは共通であり、その点で「隠蔽された『中長期国債』」という本質を免れ得なかったかぎり、これらの特殊手形が累積していくと、やがて貨幣市場を圧迫して中央銀行の機能裁量性を制約していくのは必至であった。まさにそこから、景気上昇による資本市場の回復を奇貨として、中長期国債の発行による特殊手形の整理が急がれたと見てよい。こうして、35年を画期として中長期国債の発行が開始される。

その場合、注意が必要なのはそのための環境整備が不可欠だった点であって、具体的には、1つは、新規債のうち「中期債」は銀行に「長期債」は貯蓄金庫・信用組合・保険機関にという「強制引受」制度が、そしてもう1つ

は、「民間企業証券発行規制」(33年)と「株式配当上限6%規制」(34年)という「民間規制」とが、それぞれ打ち出された。要するに、「景気振興・インフレ回避＝中長期債『発行抑制』」から「特殊手形整理・資金調達必要度加速＝『発行増加』」への基調変化が、何よりも検出されるべきであろう。

最後に「共通政策」の3つ目として(C)「対外政策」が指摘されてよい。ここでまず「対外政策」発動の前提を規定した(D)「外貨保有状況」を押さえておくと、いうまでもなく「金・外貨準備」の枯渇が著しい。つまり、「第1次計画」推進を通して34年以降ドイツ経済は景気上昇基調に転じるが、この景気回復が原材料輸入増加－国際収支悪化を惹起させて、最終的には「金・外貨不足」を招く結果となった。こうして、「脆弱な輸出入構造」下での景気上昇によってまさに累次的な「金・外貨」喪失過程を辿っていくが、そうであれば、そこから導出可能な選択肢は局限されているとあってよく、「新たな『為替管理』」以外にはあり得まい。いわゆる「ナチス型決済システム」の出発である。

そこで(D)この「新型・為替管理」の内容を一瞥すると、基本的には「外国送金制限」と「輸入外貨割当制」とが目立つ。まず前者には「外債利子送金」制限などが入るが、それを通して、名目的にはマルクの旧平価を維持しつつ「実質的」には平価切下げ効果を得るという点——で「一種の『為替ダンピング』」として機能したとも考えられる。そのうえで後者は「輸入外貨の直接的配分操作」に他ならないが、輸入用「外貨不足」が一層深化するにともなって、その「配当額の削減率」は加速度的に拡大していった。まさに「外貨欠乏状態」の発現だが、それは、一方では景気維持を困難にさせたとともに、他方では、外国の報復措置を呼び起こしてドイツの輸出債権の「差し押さえ」を招いたから、結局、ドイツの苦境を連鎖的に深めてその「対外的行き詰まり」を激しくしたとあってよい。

まさに、このような「対外的行き詰まり」の抜本的再編策として発案されたものこそが「新計画」(der Neue Plan, 34年9月)であった。すなわち、「第1次計画」期の経済的指導者シャハト(Schacht)は、外貨を用いずに貿易拡大を図ることを目的としつつ、従来の多角的な貿易決済に代えて各国と「個別的双務協定」を締結し、それを通じて、各2国間での貿易収支の均衡

化を実現しようとした。そしてこのシステムで発生する不均衡差額についてのみ、それぞれの中央銀行・特別勘定に自国通貨で振り込んで処理する——とされたといつてよく、そこを起点にして、「広域経済圏」の形成が目論見られたのである。

以上のような「共通政策」を前提にして、(b)次に第2に「対資本政策」へと目を転じよう。そこで「対資本政策」の最初は(A)「企業・投資政策」だが、そのまず最も枠組みの政策の代表こそ(イ)「強制カルテル設立法」(33年7月15日)に他ならない。周知のように同法は、「国民経済的に価値の高い企業を破産させる危険」を回避させるために布告されたもので、国家による「強制カルテル」を通じた設備投資制限によって「設備稼働率の回復」と「利益率の回復」とが目指された。具体的には、「カルテル設立の強制」・「カルテルおよびカルテル構成企業への監視と規制」・「新規企業設立および設備能力拡張の禁止」などが規定され、それを媒介にしてこそ、強制カルテルが景気振興策の1手段に位置づけられたといつてよい。こうしてまず「対資本政策」の基本的枠組が設定されていく。

ついで「企業・投資政策」の2つ目として(ロ)「帝国食料団体暫時設立法」(33年9月13日)が指摘可能であり、これによって、カルテル非参加企業に対する、「強制カルテル法」適用以外の方法による統制が可能になっていく。すなわち、既存のカルテル体制に依存しない企業統制機構の創出が意図されたわけであつて、各産業部門に——後述の——「指導者原理」に立脚した「経済団体・食料団体」を設立したうえで、政府担当大臣は、これら自治団体における「指導者」任命権掌握を通じて、最終的には、その下部組織をなす「強制カルテル・自主カルテル・個別企業」への監督作用を確保したのである。その結果、「カルテル」はそのまま「国家統制機構」内部に包摂されたと整理できよう。

以上を前提にすると、この「企業・投資政策」の(イ)「意義」はどのように集約可能であろうか。そこでこのような視点からすると、その「意義」は概ね以下の3点に総括できるが、まず1つは「企業連合組織の形成」であろう。つまり、特に前述の「強制カルテル法」を通して、一方で資本集中が進行しつつ、その結果としては、独占体制に立脚した「企業連合組織」の構築が促

進されたと意義づけられてよい。まさにその点で、この「企業・投資政策」は、本質的には「国家による『独占体制の組織化』」という機能を果たした——と整理されてよいように思われる。そのうえで、ついで2つ目の意義は「カルテル組織の国家統制機構への包摂化」に他ならない。すなわち、ナチス体制における「カルテルの実質的な形骸化」とその「国家統制システムの下部機構化」以外ではないが、まさにそれによって「ナチス型国家統制メカニズム」の「基本的枠組」の構築が実現をみた。

それを前提にして意義の第3は、これらの「企業・投資政策」が最終的には「景気政策の一環」としても作用した点であろう。というのも、——資本過剰という現局面にあっては——「投資制限規制→資本過剰緩和→企業収益好転→景気回復」という論理が発現した以上、この「企業・投資政策」は、必ずしも企業投資を権力的に抑制したとはいえず、むしろ「投資過剰の緩和」を通して「景気刺激」に連結した——ともいえる。その意味で、この「企業・投資政策」の、「資本蓄積促進策」的効果も決して軽視されてはならない。

次に「対資本政策」の2番目として(B)「公共投資」へと視角を転じていこう。そこで最初に(イ)その「性格」から入ると、恐慌の渦中で民間投資が停滞を余儀なくされている以上、その政策的眼目が、この「公共投資」こそ景気回復の命綱であった点——にあるのはいうまでもない。事実、例えば「民間設備投資」は32-34年にかけて半減をとげ、したがって民間部門がすでにその景気振興の起動力を喪失しているかぎり、景気回復=雇用創出を目指した公共投資にこそ力点が置かれつつその本格的展開をみせていくわけである。

そのうえで重要なのが(ロ)その「内訳」であることは当然だが、その「公共投資内訳」に注目すると以下のような3つの特徴が浮上してくる。すなわち、まず第1は「政府部門比重の総体的増加」であって、対国民総支出における政府部門の全体的ウェイト増加傾向が一目瞭然だが、その基調を前提としつつ第2に、「道路鉄道投資の継続的上昇」こそがこの公共投資拡大傾向のその太宗を占めた点が確認されてよい。その意味で、この「第1次計画」期では——「第2次期」とは違って——、周知のアウトバーン建設を中心とする自動車道路建設を軸にして公共投資が増加したといえるが、しかしそれだけではない。つまり第3として、「第2次期」において公共投資の中軸を占め

るに至る「軍事支出」が、この局面からすでに膨張気配を示している点も決して軽視できない。周知の通り、34年からまず秘密裏に再軍備が開始された後、35年3月の「再軍備宣言」を画期として公然と軍事費膨張が表面化するが、その素地が早くも現出し始めているとみるべきであろう。

では最後に(イ)「公共投資」の「意義」はどう整理できるだろうか。その場合、その「意義」としては以下の3論点に注意が必要だと思われるが、まず1つ目は先に検討した「資金調達方法」との内的関連に他ならない。つまり、「雇用創出手形－メフォ手形－中長期国債」という特殊機構こそが、まさにこのような「公共投資」の財源基盤を形成した点であって、この「特殊手形－公共投資」関連の「内的関係」が重要であろう。そのうえで2つ目は「公共投資」の「効果」であり、この「公共投資」の展開が34年以降の景気回復に連関した事実は否定し得ない。その意味で、「公共投資→景気回復→雇用創出」という一定の連関は検出可能であるから、「雇用創出」というナチスの課題については一応の成果が確認できる。しかしその「有効性」はそれ以上ではなかった。というのも、この「公共投資」は、需要連関上で「投資誘引＝生産拡大＝雇用拡大」を発揮しつつ成長拡大に寄与したものの、そこから「乗数効果に立脚した『自律的投資拡大』」は生じなかったからであって、結局、民間設備投資への誘発効果はもち得なかった——という以外にはない。

そのうえで「対資本政策」の3番目として(C)「経営システム」政策が登場する。そこで(イ)その「形態」から確認すれば、それは何よりも周知の「指導者原理」に集約されていく。すなわち、ナチスは「国家の企業統制」を強めるが、その場合に注意が必要なのは、それが、独占の大企業への資本参加・国有化などとして直接的になされるわけではなく、あくまでもカルテル・経済団体などの連合組織を通じて「間接的」に実施された——ことに他ならない。したがってそうであれば、「国家の対資本関係」の「形態的特質」は、例えば34年1月20日「国民労働秩序法」や2月27日「ドイツ経済の有機的構成を準備する法」などに示されるような、いわゆる「指導者原理」に立脚した「間接的支配方式」に従う点にこそあると整理可能であろう。まさに「体制的組織化」の一環といってよい。

そこで(ロ)その「内容」が問題になるが、この「指導者原理」の根本規定は

いうまでもなく既述の「国民労働秩序法」にこそある。つまり、同法によれば、企業経営は、「経営指導者」(Führer des Betriebes)と「従属者」(Gefolgschaft)とから構成される「経営共同体」(Betriebsgemeinschaft)であるとされて、まず資本家に「指導者」としての支配的地位が法的に確保される。しかしそのうえで、例えばこの「資本家＝指導者」による決定に重大な疑義があった場合には、国家直属の「労働委任官」がその決定を否定・変更する権限を掌握していた以上、国家統制の「実質的＝間接的」な貫徹も決して否定できない。

要するにその「意義」は最終的に以下のように総括可能だと思われる。すなわち、この「指導者原理」への体制的依拠に立脚して、一面では、各企業を産業別組織による「集团的行動」から切断しつつ、他面では、「国家－労働委任官－指導者」ラインに沿って、個別企業をナチス体制内部へと「間接的」に「包摂＝『組織化』」した——のだと。

このような「対資本政策」をふまえて、(c)最後に第3に「対労働者政策」に移ろう。そこで最初に、すでに確認したナチスの「公約」からしても(A)「失業・雇用政策」が重要なことはいうまでもないが、それは(イ)まず「失業減少法」(33年6月)に基づく「ラインハルト計画」によって本格化していく。さてこの法律は2面性をもち単純ではないが、まず一面では、「失業青年の勤労奉仕への動員」・「退職を条件とした女子への結婚資金貸付制度」などの、労働供給の単純な削減策も目立つが、しかしそれだけではない。つまりそれに加えて他面では、各種公共事業の展開による「雇用創出」こそこの法律の主眼であった点も当然であって、この方向から、「民間住宅建設促進に向けた補助金」や「企業設備投資促進のための免税措置」が、公共事業とセットにされて進められたといつてよい。

ついで、(ロ)同年9月の「第2次失業減少法」によってその内容はもう一段深まる。というのも、「建物修繕などへの補助金」が10億マルク上積みされた他、大規模な自動車道路建設(アウトバーン)の法制化も進行したからであって、その結果、同法に立脚した公共投資の総額は34年度末までには約50億マルクにまで増加を遂げた。その点で、この「失業対策」が財政スパンディングの一環として遂行されたことは自明だが、しかもさらに特徴的なのは、

このうちの約30億マルクが前述の「雇用創出手形」によって賄われた点であり、ここにも「ナチス型失業対策」の特質が表出している——というべきであろう。

では最後に以上のような「失業対策」は全体的にどのような「効果」を發揮したのであろうか。その場合に無視できないのは、このような大規模公共事業が、一面で雇用を直接的に創出・拡大しただけでなく、他面で一定の「波及作用」をも繰り広げた点に他ならない。すなわち、種々の助成措置を中心とする媒介経路を通じて、失業対策の公共投資が、関連企業の投資・生産を拡大させつつ景気回復を刺激したから、経済循環上の波及効果は一定の広がりを実現した。まさにその結果としてこそ、失業者は33年半ばの約500万人超から34年春には250万人へと半減したから、その効果程度は大きかったといえよう。

続いて、「対労働者政策」の2番目として(B)「社会政策」が指摘されてよい。そこでまず(A)「労働協約・争議調停制度」から入ると、そのシステムの「変貌＝空洞化」が顕著といってよい。換言すれば、「労資同権化」システムに立脚した集团的「労働協約・争議調停制度」にその特質があった「ワイマル型労資関係」⁷⁾の変質以外ではないが、このような「ワイマル型労働協約制度」の本格的「掘崩し」の契機は先にみた「労働委任官システム」にこそあった。つまり、この制度によって、「労資の集团的交渉体制」が破棄されて「労働委任官」が第3者の資格で「賃金交渉・決定」を規制した——からであって、その結果、「労働協約制度」は全面的に解体をみたといってよい。まさにこのような過程を通じて、「労働協約制度」に立脚点をもつ「ワイマル労資関係」は基本的に消失した。

そうであれば「争議調停制度」も同時に空洞化を余儀なくされるのも当然であろう。というのも、いま確認した「労働協約制度」廃止の結果、賃金交渉のためのストライキが禁止されたのは自明である他、「国民労働秩序法」第1章の規定により、そもそも「争議調停の場」が、ワイマル体制下での「経営評議会」から——労働者利害が反映し得ない——「経営信任評議会」へと変更されたからであって、「全争議の調停権限」は、労資協議関係から全面的に剥奪されつつ「経営指導者」＝「国家」へと一方的に集中されるに

至る。

そして、以上のような「労働協約・争議調停制度」の変貌は、次に直ちに(ロ)「協約賃金率の硬直化」へと反映していく。もっともその現実的内容には「2面性」が否定し得ないが、まず一面として、いまふれた「労働協約・争議調停制度」の解体が賃金低下を目指す賃金統制を可能にした結果、「協約賃金率の傾向的低落」を発生させたのは当然であった(「名目時間賃金率」, 32年=100.0→33年=97.0→34年=96.8→35年=96.8)⁸⁾。しかしこれは事実の半面にしか過ぎない。つまり、他方の「週賃金収入」(名目)に目を移すと100.0→102.2→109.7→122.3⁹⁾という数値が刻まれるとみてよく、ここからは、1つには、景気回復が労働時間延長・協定外手当増などを原因としてこの収入増加に結び付いたこと、そしてもう1つには、協約賃金率に対する国家規制が「協約外手当・割増賃金」などには規制効果をもたなかったこと、が検出可能といえよう。したがって総体的には、賃金統制の「抜け穴」が否定し得ず、むしろ賃金自体の弾力的変動こそが特徴的なのである。

そのうえで(イ)「失業保険制度」の動向はどうか。別の機会に確認したように、ワイマル体制型「失業保険制度」は、体制的規模で展開された「産業合理化・重化学工業化」に起因する失業問題を国家財政から独立した形で処理しようとした点にその固有性をもっていたが、ナチス体制下でその基本原則の変容がすすむ。つまり、31年ドイツ金融恐慌による大量かつ長期の失業者発生が「失業保険システム」を「保険原則」に基づいて収支均衡させることを困難にしたからであり、その結果、失業者の過半数は失業保険給付期限の切れた状態に転落を遂げた。要するに「失業保険制度の形骸化」が進行したといってよいが、まさにその「仕上げ」こそ33年4月の「労働奉仕局」の設置に他ならず、そこから、イデオロギー的に「労働奉仕の義務化」が図られつつ「失業対策の国家化」が深化した。

そのうえで「対労働者政策」の最後として(C)「農業政策」がくる。最初に(イ)その全体的「背景」を確認しておく、まず何よりも目立つのはその「理念的土壌」として「血と土」イデオロギーが濃厚な点であろう。まさにこの理念に従って既成組織への政策的浸透が進むが、その組織化過程は、組織トップの「首のすげ替え」という形で比較的円滑に短期間で達成された。そして

その帰結こそ農政部指導者ダレによる食糧・農林相就任(33年6月)であって、彼は「ドイツ農民全国指導者団」を起点にして農政展開を開始していく。

そこで、ダレによる農業組織化のまず第1の具体化こそ(同)「食糧職分団」(33年9月, Nährstand)だといってよい。つまりこれは、農業生産者だけでなく農産物の加工業者・流通業者までの全員を強制加入させる網羅的な組織だが、それを通して、一面で農民へのナチス教育を目指すとともに、他面では、農産物の生産・流通・加工への統制を通じた「健全な農民層の維持と食糧の自給化」が目論まれた。したがってこの「食糧職分団」の機能は以下のように整理できよう。すなわち、農業省の指示に従属する統制機関たる性格を強めながら、農産物の生産・流通・価格に関する広範な組織化枠組として機能した——のだと。まさにその点で「農業面」からする「体制組織化」の重要ルートだったわけである。

ついで第2の具体化として(同)周知の「世襲農場法」(33年9月, Erbhof)が指摘されてよい。つまり、同法によって、「『血と土』との結合による農民の安定化」を目的にして、一定の要件を満たす農場を「世襲農場」に指定しつつそれに「一子相続制」を義務付け、それを通して「経営細分化の回避」と「土地抵当化・抵当流れの禁止」が目指された。そしてその場合、この「要件」としては例えば「農場主の非ユダヤ系」・「農場の単独所有制」・「ユンカー層の排除」などが特徴的だから、「ユンカー層への対抗意識」と「民族の血の源泉たる農民層の強化」という、ナチス・イデオロギーの貫徹が明白であろう。

こうしてこの「制度」によって、一方で、「農家経営の債務負担加重化回避」と「農産物価格安定化・農民没落の防止」がまず「直接的」に現出したとともに、他方で、「食糧農産物増産—輸入減少」にも連動して、資本が必要とする原材料輸入の余地拡大を「間接的」に実現した——ともいえる。ナチス農業政策の射程の広さが特徴的だと思われる。

【2】「第2次計画」期 以上のような「第1次計画」期の展開をふまえつつ、取り急ぎ(2)「第2次計画」期¹⁰⁾へと視点を転回させていこう。まず最初に①この「第2次期」の「国家課題」を確認しておく必要があるが、そこで

(a)その「背景」はどうか。その場合に重要な点は、この「第2次計画」があくまでも「第1次計画」展開の矛盾的帰結としてこそ出現したことであって、具体的には、「第1次計画」の末尾で展開された「新計画」における以下のような限界の「打開策」として位置づけ可能といってよい。すなわち、(A)外貨危機に起因した「工業原料・食糧調達の困難化」および(B)財政スペンディング進展を主因とした「労働力不足の激化」であって、まさにこのような経済過程からの要請に規定されて、ヒトラーは36年8月26日に「第2次4ヶ年計画」に関する秘密の「覚え書き」を作成したわけである。しかも、この方針を通して「4ヶ年以内における戦争準備の完了」が指向されたのも当然であって、ここにこそその「最終ゴール」があった。したがってここからは、「第1次計画」期の「理念」があくまでも「雇用創出」にあったのに比較して、この「第2次期」のそれが「軍備拡張」へと移動しつつある点が自明であろう。

ついでこの「最終ゴール」を可能にするその(b)現実的「目標」が問題になるが、それは概略以下の4点に整理されてよい。つまり、先に集約した「2大矛盾」(A)(B)を、(イ)「原料代替資源の開発」(ロ)「軍需経済化主導の内需創出」(ハ)「物価・賃金統制によるインフレ抑制」(ニ)「計画遂行条件としての労働力配分統制」、という具体的「目標」を媒介にして克服を試行すること——これである。したがって、「第1次計画」を基盤にしつつさらに「軍事化」をも追求していく点に「第2次期」の特質があると整理できよう。

では最後にこの「第2次計画」期の(c)「政策主体」はどこに求められるか。すでに前稿で確認したように、「第1次計画」期の政策展開を主導したのは、ルール重工業を中軸とした金融資本内部の「アメリカ派」に連なりつつ、対米協調に立脚して「平和的アウトルキー」ラインを指向するシャハト路線であったが、「第2次期」における環境変化はその路線変更を余儀なくさせた。すなわち、ドイツを巡る情勢変化が、貿易関係による軍需工業原料の調達を前提にして、一方では軍拡のスロー・ダウンを主張するとともに他方では代替品生産における「採算性無視」を激しく拒否する「シャハト路線」の維持を困難にしたのであり、その結果、「第2次期」に入り「ゲーリング路線」へと転換していく。

その場合、この「ゲーリング路線」は、国際協調を条件としたドイツの対外拡張はもはや不可能だという理解に立って、経済的収益性をたとえ無視してでも、人造鉱油・合成ゴムなどの量産を通じてアウトルキー化の徹底遂行と軍拡テンポの拡張実現を提案したから、結局この路線は、軍部およびIGファルベンに代表される——金融資本内部における——化学・電機資本グループの利害に接続するラインだといえた。まさにそこから特に対外面では、軍事的強国ドイツの建設を通して、軍事的・強権的手段による東欧諸国の広域経済圏への包摂を追求する——という方針も発現するのであって、局面は大転換をみる。

以上のような「国家課題」を下敷きにして、早速②「政策展開」の内容に進むが、まず(a)第1は「共通政策」に他ならない。そこで全体の基本前提をなす(A)「価格統制政策」¹¹⁾から立ち入ると、まず最初に(i)その「背景」が重要である。というのも、「第2次計画」が始まる36年以降には、民間設備投資の増加および軍事支出の拡大を契機とした原料供給の相対的不足が発生し、それが急激な物価上昇基調をもたらしつつあったから——に他ならない。まさにこの物価上昇こそが、33年から開始された「物価ストップ」政策への脅威となる以上、物価上昇の政策的抑止が緊急課題として浮上してこざるを得なかった。

そこで次に(ii)その「方式」だが、その特徴は——この「緊急性」に規定されて——、何よりもその「妥協なき命令経済への移行」という点にこそある。すなわち、この「第2次計画」期においては、国家は、「第1次計画」期のような「カルテル価格・自由価格への『監督・指示者』」に止まらずに、ヨリ積極的に自ら「『価格形成・決定』の主体」たる役割を演じ始めたといっていよい。その場合、このような基調変化を可能にした画期としては、周知のように「帝国価格形成委員会」制度(36年10月29日)および「物価ストップ令」(同年11月26日, Preisstopperordnung)とが重要だが、これらを通じて、「第1次期」の「監督委員—監督局」体制の反省の上に、ヨリ強力な「物価統制」体制の構築をみた。

そのうえで最後に、この「物価統制」の(iii)「意義」は総体的に以下のように整理可能であろう。すなわち、まず第1は「一般企業と軍需企業とへの

『格差的作用』であって、「軍需企業」に対しては「随意契約→価格管理可能→利潤上昇実現」という効果を発揮した。ついで第2として「資本配分の誘導化=重化学工業化促進」機能が指摘でき、その結果、産業部門間の資本配分に一定の「歪み」を発生させながら「産業構造の重化学工業化」が強力に促進されたといつてよい。まさにその帰結として第3に、ナチス体制の、「重化学工業型・金融独占資本体制」への「優位的・効果的作用」が改めて確認できる。まさに「物価統制」は「資本蓄積構造」を促進するもの以外ではなかったのである。

続いて「共通政策」の2番目は(B)「財政・金融政策」であろう。そこでまず(イ)「資金調達メカニズム」の動向が重要だが、この「第2次期」には「中長期国債」の比重増加が見て取れる。すでに何度も確認したように、「第1次期」には「雇用創出手形-メフォ手形」などの特殊手形が「資金調達」の主力をなしてきたが、これらは、「満期ごとの借換」・「中央銀行再割引適格性」などの点で「隠蔽された『中長期国債』」という本質が否定できない以上、これらの特殊手形の累積がやがて「貨幣市場の圧迫=中央銀行裁量性の制限」へと帰結していくのは当然であった。こうして、資本市場の回復にも助けられて、「第2次期」に入ると「中長期国債」発行による特殊手形の整理が急がれていく。

そのうえで事態はもう一幕の転回を余儀なくされる。すなわち(ロ)「新金融計画」(39年3月)の発動に他ならないが、その背景には、軍事費を中心とした38年会計年度以降の財政支出の急増があった。なぜなら、この「経費膨張-財政赤字拡大」による「短期国債」発行増加が最終的には——いま確認した——まさに「中長期国債」の発行困難を惹起したからであって、ここで、政府資金調達方式はもう一度旋回を遂げる。具体的には、「有価証券・公債としての性格」と「支払手段としての性格」とを合わせ持つ「新・租税証券」が発行されて、これこそが、戦時体制定着の中で「政府資金調達の基本ルート」の主流になったといつてよい。こうして政府は、この「租税証券」システムに立脚しながら、一方で企業向けの「減税措置」を実行しつつ、他方で財政収入増加を図ったと図式化できる。

まさに以上のような経過の到達点としてこそ(イ)「中央銀行の機能変化」が

位置づく。すなわち、いままた「新金融計画」発足に引き続いて6月15日には周知の「新中央銀行法」が發布されて、以下の基軸点が規定されることになる。つまり、Ⅰ「中央銀行の国庫手形引受制限、帝国財政当局への經常信用授与の制限の撤廃」、Ⅱ「『指導者兼首相』による中央銀行の国庫手形引受額の弾力的決定可能化」、Ⅲ「引受られた国庫手形の発行準備への繰り入れによる『金為替準備制度＝金為替本位制』の最終的な否定」——これであって、これを根拠にして、ヒトラーの命令により無制限の通貨発行が可能になった。

要するに、金為替本位制の完全否定に立脚して、中央銀行は中央銀行信用の無制限可能状態に配置されたと考えてよい。そして、まさにこれこそが「軍事支出拡大－戦時体制化」のいわば根底的条件を形成していったのは、もはや自明のことというべきであろう。

最後に「共通政策」の3つ目として(C)「対外政策」¹²⁾へ視点を移そう。そこで最初に「対外政策」の様態を規定する(イ)「外貨保有状況」に触れておくと、「金・外貨準備」の一層の枯渇が著しい。つまり、「第1次計画」発動→景気回復→原料輸入増加→国際収支悪化の結果、「金・外貨保有状況」(百万マルク)は「第1次期」を一層上回って枯渇化を継続する(31年=234→33年=92→38年=29)から、「第2次計画」期における、「対外関係」展開の基礎条件をなす「金・外貨保有状況」の絶望性は明瞭といってよい。

そしてこのことは、(ロ)「貿易動向」に関する以下のような特徴へと直ちに反射していく。すなわち、輸出入決済における「為替精算協定＝為替管理」の不可避的拡大に他ならず、「金・外貨の欠乏」が、「金・外貨」を用いずに貿易を実行するというこの「為替精算協定＝為替管理」を必然化したのは自明であろう。まさに「広域経済圏」への絶望的「のめり込み」以外ではない。そうとすれば、「第2次期」の「対外関係」はいまや次のように(イ)「総括」可能である。つまり、ナチス体制は「国家統制」を通じて国内経済過程の「維持＝組織化」を図ったが、それは、統制の及ばない「外部」との関係では、例えば「外貨危機」という形で決定的な矛盾を露呈させた。まさにその脱却ルートこそ「広域経済圏」の創設・膨張であったが、その維持・達成が困難になるに及んで、最終的には、権力的な暴力の発動以外になくなるのだ——と。まさに第2次世界大戦の勃発である。

以上のような「共通政策」を前提にして、次に(b)第2に「対資本政策」へと進もう。そこで「対資本政策」の最初は(A)「企業・投資政策」であるが、まず(i)その「背景」はどうか。先にみたように「第1次期」では、そもそも民間投資がそれ自体として停滞しており、したがって「投資統制」が企業投資を権力的に禁止したとはいえむしろ「過剰投資の緩和」を通して「景気刺激」的效果をさえ発揮したともいえるが、「第2次計画」期に至るとその状況は決定的に変化する。というのも、前稿でも詳述した通り36年以降になると工業部門の設備投資が急速に伸張に転じ、それを根拠にして「投資統制」が強力な投資制限作用を発揮していくから——に他ならない。このような「背景」をふまえて(ii)次にその「方式」に移ると、その焦点は何よりも「投資統制の『徹底性』」にこそある。すなわち、「第1次期」での「方式」は、「統制不可避性の相対的微弱性」とも関連して、カルテル体制の基本的維持を前提にした、「個別資本—カルテル」レベルでの経営行動展開に立脚した『「カルテル協定」媒介型』であったのに対し、「軍備拡張」要請に直結したこの「第2次期」に至ると、「統制浸透」の徹底性という点で、この「カルテル媒介」方式は決定的に不十分とならざるを得ない。まさにその結果、「第2次期」では、帝国経済省自身が監督局の資料に依りつつ「法令」に従って投資を直接的に規制するに至る。

こう整理できれば、「企業・投資政策」の(i)「意義」は結局以下のように集約されてよい。つまり、まず総体的にみて、「第2次期」の「企業・投資政策」は、「第1次期」での「不況対策」から「軍備拡張を目的にした『戦略産業振興策』」へと再編されたといえるが、ヨリ具体的には、この基本路線がさらに2つの帰結を発現させた点が重要であろう。そのうちの最初の1つは「生産統制との連結性」であって、「重要戦略部門の『選択的拡充』」という狙いから「生産統制」との直接的結合が強まった。ついでもう1つは「原料自給化政策との連関性」に他ならず、「輸入原料品代替化」要請と結合させられつつ、この「投資政策」が、その政策的一環に組み込まれて動員されたと結論できる。

次に「対資本政策」の2番目として(B)「公共投資」が指摘されてよい。そこで最初に(i)その「性格」にまず目を向けると、何よりも「軍事支出」の激

増が目飛び込んでこよう。その場合、このような「軍事支出」拡大の基本的理念として「ヴェルサイユ体制打破—再軍備宣言」(34年8月28日)があるのは当然だが、しかしその「現実的推進力」そのものは、ヨリ具体的には「マルク為替決済ブロックの形成・維持」にこそあった。換言すれば、——すでにフォローしたように——「国内再生産維持=原料確保」のために、一方で「マルク為替ブロック」の形成・強化が進行したが、それだけではなく他方では、特に焦点をなす東欧・中南米諸国に対しては、この「為替清算協定」からさらに進展して「国家間の政治的結合・統合」もがその追求課題に設定され始めたといつてよい。まさにこの課題を実現する決定的手段こそ、「軍事力を主要国と同等レベルにまで引き上げる」という「軍備拡張」だったのであり、ここにこそ「再軍備政策」の「動因」が求められよう。

そうであれば、(a)「公共投資」の圧倒的比重がこの「軍事費」に移るのは当然であって、その「構成比」は例えば次のような図式を描く。すなわち、35年=57.0%→36年=68.0%→37年=69.8%→38年=72.8%という軌跡となるから、この「第2次計画」期に入って、「公共投資」の太宗に関し「軍備支出」へと大きく舵が切られたことがわかる。したがって「公共投資」の(イ)「意義」は最終的に以下のように集約可能であろう。つまり「第2次期」に至って、「公共投資」は、「第1次期」での、国家規模での「産業合理化投資」としての性格を失い、いまや「軍備支出」中軸へと純粹に転化した——のだと。

そのうえで「対資本政策」の3番目として、(c)『「特定重要戦略部門」促進策』とでも命名すべき政策が指摘されてよい。そこでまず最初に(イ)「基本視点」だが、「投資財—消費財」間の「戦略的格差」政策が全体の基盤をなす。つまり、「第1次期」における「原料統制」を通じて「投資財生産部門—消費財生産部門」間の格差は次第に拡大する傾向にあったが、その目的が、そもそも「生産財部門」および「重要戦略物資生産部門」の傾斜的拡大促進にあった点は当然であった。そして、まさにこのような見通しの下でこそ36年9月以降、軍備拡張を基調にした「第2次計画」が始動した以上、この局面では、「原料統制」が「軍需生産拡大」と直接的に結合することによって、このような「格差」が顕著に激化したのはいうまでもない。「重要戦略部門」への傾斜型優遇策である。

この点をふまえて次に(ロ)この「特定重要戦略部門」に関する「展開内容」に進むと、例えば以下のような具体的進行が確認できる。最初に第1に、36年9月の「第2次計画」発足と同時にまず「全金属加工部門」において「戦略的規制」が開始されたのを皮切りとして、次に第2として、37年9月には「政府命令」発動によってそれが「鉄鋼部門」へと拡張された。こうしてまず「鉄鋼・金属」という基幹部門において「戦略型方針」が進行したが、それだけには止まらない。ついでそこを起点として第3に、「鉱油・アルミニウム・マグネシウム・再生ゴム」などの周辺部門にまでこの「戦略的規制」が波及・拡大するのであるから、「第2次期」「戦略型優遇システム」の「包括性」は明白であろう。

そうであれば最後に、この「戦略的規制」政策の(イ)「意義」は以下のように整理可能だと思われる。すなわち、「一般企業と軍需企業とへの『格差的作用』」の明確化であって、まず一方で「一般的企業」においては、このような国家介入によって「販売価格上昇を通じた利潤増加」が大幅に制約された。つまり、「一般産業企業」では「物価ストップ」を通じて「利潤上昇制約」へと帰結したが、それに対して「軍需産業企業」へは全く異質な効果が発現したとみてよく、そこでは、「個別的なコスト計算・価格決定」に立脚して明らかに高利潤が確保可能であった。要するに、このような「特定重要戦略部門」促進策は、一面で具体的には、一定の「資本蓄積促進策」たる役割を発揮しながら、他面でより体制的には、「資本主義体制の組織化」機能を果たした——と総括可能であろう。

ついで取り急ぎ第3に(c)「対労働者政策」へと視角を転じるが、この「第2次期」では、「対労働者政策」の軸点が「失業政策」から「労働配置政策」へと明らかに転換していく。そこで最初にこの(A)「労働配置政策」に焦点を合わせて(イ)その「背景」からみていこう。その場合、このような「転換」の基盤に「労働力不足」の激化があった点は当然であって、「軍備拡張」とともなう特に鉄鋼業・金属工業・土木建築業などの飛躍的發展が熟練労働力の構造的不足を生み出した。こうして、「第1次計画」の浸透による景気好転と軍備拡張とを2大原因とする「労働力不足」を「背景」にしつつ、労働力不足問題の防止策として、「第2次計画」始動と同時に「労働配置政策」も

スタートしていく。

まず最初に(ロ)「第1段階」は36年10月の「第2次期」当初のフェーズであって、例えば「専門工の養成」・「労働局の許可制」・「労働手帖の利用」などの手が打たれた。まさに、様々な局面を網羅した「綿密性」が確認可能だが、その効果は必ずしも捗々しいとはいえなかった。しかし、労働力不足の激化はこの「第1段階」を凌駕して深化する。そこで37年以降(イ)「第2段階」へと移るが、その代表としては以下のような施策が指摘されてよい。つまり、「専門工一般への規制拡大」(37年2月)・「転職・就業の奨励」(37-38年)・「徴用令の発動」(38年6月)に他ならず、その程度・範囲・体系性の点で、「第1段階」からの一段の進展が見て取れよう。まさに「労働配置政策」の極限化であり、したがってその点で、この「労働配置政策」の、「労働組織化」機能が明瞭だと思われる。

続いて、「対労働者政策」の2番目として(B)「社会政策」が挙げられよう。そこで最初に(イ)「協約賃金率」動向が注目されるが、「第1次期」で顕著であった「協約賃金率の固定性」に「綻び」が生じてくる。というのも、「第1次期」では「労働協約・争議調停制度」の解体完了によって「協約賃金率の固定化」が進行したのに対して、この「第2次期」に入ると——繰り返し指摘してきた——「労働力不足」に規定されて、この「固定化」が困難に直面するに至るからに他ならない(賃金指数、36年=96.8→37年=97.0→38年=97.4)。これに対して国家は、38年4月に「賃金形成令」を発して「最高・最低賃金水準」をも決定することになるが、結局、賃金上昇を抑えることはできなかった。

それと同時に(ロ)「賃金実収額」も動揺を発現せざるを得なかった。事実、「週賃金」は、景気回復に起因する労働時間延長や協定外手当の増加などに伴って36年=116.6→37年=120.6→38年=126.5と拡大傾向を示すから、ナチス権力をもってしても、圧倒的な労働力不足の下では賃金上昇を封じ込め得ないことがわかる。まさに国家統制の「限界」という以外にないが、しかし逆の側面からいえば、このような「賃金実収額」の増加は——もちろん「結果的」にはあるが——労働者の状況を支えたことになるから、その意味で、「対労働者」ベクトルにおける「体制組織化」の1手段として機能したこと

も決して軽視されてはならない。そのうえで(イ)「失業保険制度の機能変容」にも関説しておきたい。すでに前稿で指摘したように、「第1次期」の過程で「失業保険制度の形骸化－労働奉仕局の設置－労働奉仕の義務化」が進んだが、この「第2次期」に至ると、それは「失業保険制度の『公共資金調達機構化』」および「帝国基金」(39年4月)への改組として完成をみる。つまり、「帝国職業紹介・失業保険局」に集中された掛け金は「失業予防・解消」を名目として公共投資へと振り向けられていったのであり、全体として、「職業紹介・失業救済」は、「労働配置」を軸にした「組織化」へと転換を遂げた。こうして「第2次期」社会政策はその到達点として「労働配置政策」の一環に定着したと集約されてよい。

ついで、「対労働者政策」の最後として(ロ)「農業政策」¹³⁾も視界に取り込んでおこう。そこで最初は(イ)「食糧自給化＝増産政策」が重要だと思われる。その場合、その目標が、戦争遂行と食糧輸入削減による外貨節約にあったのは当然だが、その方向から具体的には、「開墾や干拓による農地拡大」・「化学肥料の大幅値下げ」・「特定品目の生産者価格引上げ」などが実施された。まさにその点で、「農業政策」の発動は、まず何よりもこのような「実体的レベル」における農業生産促進から開始されたといつてよい。しかし、このような「実体的政策」は次に(ロ)「農産物価格政策」と連動してこそその効果を発揮する。そのような見通しから「価格政策」の発動をみるが、そのまず1つ目の帰結は、肥料消費の増大による反収上昇とも相まって、価格が引上げられた特定農産物の増産が誘導されたことに他ならない。その結果、農業生産への刺激強化と農産物自給化とが促進されたのは当然であった。そのうえで2つ目は、ライ麦や小麦の飼料・醸造への使用禁止を通じて自家用食糧を除く全生産物の供出が強制されるに至った点であり、それを媒介として「主食の確保＝自給率上昇」と「備蓄増大」が同時に目指されたと考えられる。

しかしそれだけではなく、さらに(イ)「農地・農村労働者政策」も無視できない。すなわち、全般的な労働力不足の激化に伴って農業を巡る環境は一層悪化し、例えば労働力不足により開墾などが容易に進捗しないことに加えて工場・道路などの建設のために農地が転用されたから、農地はむしろ年々減少を辿った。まさにこのような農業環境の深刻性に対してこそ「農地・農村

政策」が実施されていったのであり、その代表例としては、「農村労働者用の改良住宅建設」・「耕地整理の強行」・「農業機械の導入」などが例えば指摘できる。その効果はともかく、こうして「農業面での組織化」進行が確認できよう。

[3] 総括 以上ここまでで、「ナチス経済政策」展開を「第1次計画期—第2次計画期」という歴史過程に対応させて検出してきた。そこでこの到達点に立脚して、この「政策展開系列」に対し改めてその総括を試みれば、そこからは——その具体的内容展開は次項の課題だが——以下のような「3系列」の「政策体系」が導出可能なように思われる。すなわち、(I)「体制枠組維持政策」=ドイツ資本主義への全体的「組織化」策、(II)「資本蓄積促進政策」=金融資本への「蓄積保障」策、(III)「階級宥和政策」=労働者階級への「生存保障」策——これである。この点を確認してその「内容展開」へと進もう。

II ナチス国家体制の展開

[1] 体制枠組維持政策 最初に、(1)ドイツ資本主義の全体を体制的に維持・安定化させる点を主課題とした「体制枠組維持政策」からその「内容展開」に立ち入っていくと、この「政策系列」には①「軍備拡張政策」②「対外政策」③「財政・金融政策」の3つが帰属すると考えてよい。そこで、まず①第1に「軍備拡張政策」の体系的な位置づけだが、この「軍備政策」が「体制枠組維持」機能の中核を占める点に関しては異論はあるまい。なぜなら、「ヴェルサイユ体制—賠償問題」という世界的規模での制度的制約のなかで「ドイツ金融恐慌—大型不況」に直面したドイツ資本主義にとって、その資本主義としての存続を図っていくためには、「国際政治上の地位上昇」に立脚した「生存圏の確保」が不可欠だ——と判断されたからに他ならない。そして、この「国際政治上の地位上昇」の基本手段こそ、「軍事力を主要資本主義諸国と同等レベルにまで引き上げる」というまさに「軍備拡張政策」だったことは自明である以上、この「軍備拡張政策」が、「体制枠組維持政

策」系列のまず何よりもの基軸を構成したことは一目瞭然というべきであろう。

ついで②第2に「対外政策」の体系的位置づけはどうか。この問題についてもすでに詳述した通りだが、「第1次計画」発動→景気回復→原料輸入増加→国際収支悪化から帰結する「金・外貨保有」の極度の枯渇は、その打開策として「為替清算協定＝為替管理」を不可避にし、さらに最終的には、「広域経済圏＝マルク決済圏」形成・拡大へとつながった。換言すれば、ナチスによる、「国家統制を通じた国内経済過程の『組織化』」は、統制の及ばない外部との関係では「為替管理－広域経済圏」拡大となって発現する以外になかったのであり、したがってその意味で、このような「為替管理」型の「ナチス対外関係」こそは、「経済的レベル」からする、「体制枠組維持政策」そのものに他ならなかった——と意義づけ可能といてよい。まさに「軍備拡張政策」の「裏側」なのである。

そのうえで最後は、③「財政・金融政策」がこの「体制枠組維持政策」範疇に帰属するが、それは、「体制枠組維持政策」展開の「基本的軸点＝手段」たる地位を占めるという点から、以下の2グループに区分できる。そうであればそのうちのまず1つ目は(A)「政府資金調達メカニズム」であって、「体制枠組維持政策」展開のための政府資金は、「雇用創出手形→メフォ手形→中長期国債→新・租税証券」という、特有な「資金調達メカニズム」に立脚して確保されてきた。換言すれば、「体制枠組維持政策」は、まず一面ではこのような「『特殊手形』依存型」財政・金融政策を条件にしてのみ発動可能だったのであり、したがってその意味で、このような特有な「資金調達メカニズム」をも「体制枠組維持作用」の一環に算入し得ることがわかる。ついで(B)「中央銀行メカニズム」が「基本的軸点＝手段」の2つ目として指摘されてよい。すなわち、「ドイツ金融恐慌」を引き金とした31年7月の「金本位制停止」を基本的前提にしつつ最終的には39年6月の「新中央銀行法」によって、ドイツ中央銀行は、金為替本位制の完全否定に立脚して中央銀行信用の無制限的拡大権限を手に入れるに至る。そうであれば、中央銀行によるまさにこのような「無制限の通貨発行」を条件にして初めて「体制枠組維持政策」が現実化した以上、この「中央銀行メカニズム」も、次に他面で「体制枠組維持政策」の不可欠な1構成要因として重視されるべきであろう。

要するに「財政・金融政策」の「基軸性」に他ならない。

[2] 資本蓄積促進策 ついで、金融資本への「蓄積保障」策としての意味をもつ(2)「資本蓄積促進策」の「内容展開」へ目を転じると、それはさし当たり①「資本・企業統制」②「公共投資政策」③「経営システム政策」の3つに区分可能といってよい。そこで最初に①「資本・企業統制」だが、「資本蓄積促進」という視角から集約した場合、そこには3つの側面が確認可能である。まず第1は(A)「投資制限」に関わり、それが「結果的」には、恐慌後の資本過剰状況の中で「投資制限→過剰資本緩和→収益保障→景気回復」という作用を発現させた。その点で、「投資制限」規制が——意図せざる結果であるとはいえ——「利潤保障」型効果を示したから、それが「資本蓄積促進策」としての機能を発揮したことにまず否定の余地はない。ついで第2は(B)「特定戦略部門優遇策」に他ならず、それを通して、まず「重化学工業加速化・資本集中進行・生産手段部門拡張化・軍需部門肥大化」が一層進展した。しかもヨリ本質的なことは、その過程において「特定戦略部門」に対して「資源・資金・労働力の『傾斜的配分』」が実現されることにより、結局「コストー収益関係」が規制されつつ「利潤保障」＝「資本蓄積促進」型作用が貫徹した——点であった。そのうえで最後に第3として(C)「物価統制」が指摘されてよい。というのも、——「特定戦略部門」構想とも連動して——この「物価統制」が「一般企業と戦略部門企業とへの『格差的作用』」を発揮したからであって、例えば「特定戦略部門・企業」では、「物価ストップ」の「抜け穴」措置を通じて「企業の個別原価を価格形成の基礎とする」(38年11月「公共発注についての価格決定原則」)と規定された。まさに「販売価格上昇ー利潤増加」を可能にして「資本蓄積促進」作用を果たしたわけである。

続いて「資本蓄積促進策」の次のパターンは②「公共投資政策」であろう。そこでまず(A)第1に「政府部門支出拡張」という基本基調が確認される必要があるが、その場合に極めて重要な点は「政府支出膨張」を可能にする特有なメカニズムの体系的確立に他ならない。つまり、すでに「体制枠組維持政策」の一環に位置づけられた「財政・金融装置」であって、まず一方では、

「金本位制停止＝管理通貨制成立」と「新中央銀行法＝通貨発行制限撤廃」とによって「通貨発行弾力化」が構造的に完了したとともに、他方では、各種の「特殊手形」発行システムに基づいて「財政収入調達」が制度的に整備された——と図式化することが可能である。要するに「公共投資」拡張の体系的機構が検出できよう。

そのうえで「公共投資政策」のまず1つ目の焦点は(B)「産業基盤投資」であった。つまり、特に「第1次期」を中心として、周知のアウトバーン建設・整備などの「道路鉄道投資」が大きく伸張したのであり、その結果、需要連関上で「投資誘引＝生産拡大効果」が発揮されつつ成長拡大＝景気回復に寄与したと意義づけられる。その意味で、この「産業基盤投資」型「公共投資」が「利潤保障」を通して「資本蓄積促進策」として作用したことは疑い得ない。しかしそれだけではない。いうまでもなく「第2次期」に入ると(C)「軍備拡張」が顕著になるからであり、「公共投資」の中軸がこの「軍事支出」に移ることによって、「軍事費膨張→軍需拡張→過剰資本吸収・処理→投資誘引→利潤保障」という「『お馴染みの』投資刺激」ロジックがその発現をみる。したがって最終的には、この「軍事費膨張」型「公共投資」に立脚してこそ「資本蓄積促進策」は完成に到達しよう。

以上を前提にして、「資本蓄積促進策」の最後には③「経営システム政策」がくる。例えば最も典型的には「国民労働秩序法」(34年1月)がその根拠法となり、その規定によって、企業経営は「経営指導者」と「従属者」とから構成される「経営共同体」であり資本家に「指導者」としての支配的地位が法的に確保された点——が重要といてよい。もちろんこのシステムは、一面では、国家による「個別企業のナチス体制内部への『包摂』システム」以外ではないが、それを媒介にして他面では、資本家の「経営権保障」としても作用したのであるから、「資本蓄積促進策」の一環に位置づけ可能な点も否定し得まい。

[3] 階級宥和策 ここまでの流れを踏まえて、取り急ぎ(2)「階級宥和策」の「内容展開」へと目を転じよう。その場合、この「階級宥和策」は①「社会政策」②「労資関係」③「農業政策」の3つに区分可能だが、まず①第1

に「社会政策」はどうか。そこで「失業・雇用・賃金」政策¹⁴⁾に焦点を当てると、「失業減少・雇用拡大・賃金維持」という明確な動向が検出できる。やや具体的にいえば、「就業者数」(千人)の25年=8851→33年=8500→39年=9691という増加に立脚して「失業率」(%)が32年=30.8→34年=14.9→36年=8.3→38年=3.6と顕著に低落を続けた他、「賃金」(32年=100)も34年=96.8→36年=96.8→38年=97.4という軌跡を描いて、——「実収入」の増加をも含めて——見事な「固着性=下方硬直性」を発揮したとあってよい。その点で、「失業・雇用・賃金」政策は——その「改善」が「ナチスの『公約』」であったという理由にもより——一応の現実的効果を発揮したと整理可能であり、したがってそれが、「労働者階級への『生存保障』」策という意味をもつまさに「階級宥和策」として機能したことはいうまでもない。

それに対して②「労資関係」に関してはやや注意が必要である。というのも、ナチス型労資関係にあっては、「労資交渉制度」や「争議調停制度」という「ワイマル型労資関係」の「空洞化=解体」が進行していたからであって、そこには「労資同権化」¹⁵⁾はすでに存在していない。しかしそれをまさに現実的に「代位」したもののこそ「ナチス型『経営共同体』システム」(Betriebsgemeinschaft)だったとあってよく、この図式の中で労働者は、「指導者」たる資本家に対する「従属者」という立場に止まるとはいえ、「企業」=「経営共同体」における不可欠の「共同体構成員」として正式に位置づけられた——と考えられる。したがってその意味で、この「経営共同体システム」は「労資同権化」のいわばナチス型「別表現」だとも提示できるのであって、その点を強調すれば、それを「労働者階級の生存保障」策=「階級宥和策」の特殊ヴァリエーションとみることも可能であろう。

そのうえで最後に③「農業政策」もこの「階級宥和策」の一環に封入されて理解できる。つまり、ナチス農業政策では、「血と土」というイデオロギーの下に、「食糧職分団」・「世襲農場制」・「食糧自給化=増産政策」・「農産物価格支持政策」・「農地政策」などが多面的に展開され、そを通して、「農家経営の債務負担荷重化回避」・「農産物価格安定化」・「農民没落化の防止」が目指された。まさにその点でこの「農業政策」は、「労働者階級の同盟軍」たる「可能性」をもつ、「反体制運動の一翼」としての「農民」に対して、

いわば「農民『生存保障』」策的役割を果たしたのであり、したがって、「農業政策」の、「階級宥和策」との「機能的『同形性』」が強調されるべきであろう。

Ⅲ 「ナチス体制」の国家構造

〔1〕成立条件 さてようやく最後の論理環へと到達した。そこで残された課題は、ここまででフォローしてきた「ナチス経済政策—国家体制」の具体的展開を前提として、この「ナチス体制」を「ナチス国家構造」として総括すること——に他ならない。そしてそれは、この「ナチス国家」が主体となって編成される「ドイツ型現代資本主義」の歴史的位相を検出する作業にも連結する点が、同時に注意されねばならないと思われる。

そこで早速まず(1)第1に、「ナチス国家」の基本的「成立条件」から検討を開始すると、その基軸としては何よりも「管理通貨制」の絶大なる役割が特筆されてよい。そこで最初にこの「管理通貨制」の①「前提」から入ると、「ドイツにおける管理通貨制成立」⁶⁶⁾は周知の通り1931年7月の「ドイツ金融恐慌」を背景にしている。すなわち、ドイツ産業恐慌を実体的基盤としつつ、31年6月＝大量の金・外貨流出→7月上旬＝対ドイツ国際支援不調→同中旬＝銀行恐慌勃発→7月15日＝「為替管理令」施行、という金融恐慌が進行したのであり、その結果、「再建金本位制の制度的基軸」たる「兌換および金輸出」が禁止された。こうして「ドイツ金融恐慌」の帰結として「ドイツ管理通貨制」は誕生をみる。

このようなプロセスを踏まえて次に管理通貨制の②「メカニズム」へ移ると、その主要な「機構ライン」は概略的に以下のように図式化されてよい。すなわち、「管理通貨制」（および「新中央銀行法」）→（中央銀行）通貨量の政策的コントロール→各種「特殊手形・証券」の「弾力的」引受け可能→（政府）財政資金の円滑な調達可能→公共投資展開→国家政策の「拡張的」発動可能→産業基盤経費・軍事費膨張→「ナチス経済政策展開可能」、という論理系であって、「ナチス国家政策展開」が「管理通貨制メカニズム」に支えられて始めて実現可能だった点——が明瞭であろう。まさに管理通貨制

がもつ絶大なる「政策実現力」が一目瞭然だが、ここにこそ「ナチス体制」の存立基盤が確認できよう。

そうであれば、管理通貨制の③「意義」は結局次のように整理可能である。すなわち、「管理通貨制＝ナチス国家の『基軸』」という基本的定式化、これに他ならない。

[2] 体制課題 では「ナチス国家」は、この「管理通貨制」を「基軸」としてどのような(2)「体制的課題」を追求しようとしたのか。その場合、すでに提起したように「ナチス国家体制」は、(A)「体制枠組維持政策」(B)「資本蓄積促進策」(C)「階級宥和策」という3本柱から構成されていたので、ここではそれを前提にして、この3本柱に関して、その「特質」と「本質」およびそれらの「相互関連」を総合的に集約しておきたい。

そこで最初に①「特質」から入ると、まず(A)「体制枠組維持政策」については、(a)「定義」－「ドイツ資本主義の全体的『存続化保障』策」、(b)「意味」－「体制枠組の政治的・外交的・軍事的維持作用」、(c)「内容」－「ドイツ資本主義の政治・経済・社会的『再生産』継続化」、(d)「背景」－「国際的包圍網の激化＝国際緊張の熾烈化」、という一連の構造を有する。つづめていえば、ドイツを巡る国際的緊張の深刻化に直面して、主に「ドイツ資本主義の体制的維持＝存続」に即して「体制組織化」を試行したものだといえよう。ついで(B)「階級宥和策」に移ると、以下のような構造が発現してくる。すなわち、(a)「定義」－「労働者・農民への『生存保障』策」、(b)「意味」－「政治的安定化作用」、(c)「内容」－「階級対立緩和」、(d)「背景」－「政治的危機の体制内吸収＝『階級的均制化 (Gleichschaltung)』の基盤」、というストーリーであって、「体制的危機」に遭遇して、主に「政治的側面」から「ドイツ資本主義の体制的安定化」を目指したものに他ならない。そのうえで最後は(C)「資本蓄積促進策」だが、これは、(a)「定義」－「金融資本への『蓄積保障』策」、(b)「意味」－「経済的安定化作用」、(c)「内容」－「景気回復・維持」、(d)「背景」－「経済的危機 (大型不況) への対応」、という構造をもつといてよく、したがって、主に「経済的側面」から「ドイツ資本主義の体制的安定化」を追求するものだと整理可能であろう。まず

「特質」はこのように要約できる。

それを前提にして次に②その「本質」はどうか。そこで、以上のような「特質」を内包するこれら「3本柱」をさらにその「本質」にまで還元して集約すれば、結局以下のような定式化が浮上してこよう。つまり、(A)「体制枠組維持政策」＝「ドイツ資本主義に対する『全体制的組織化』作用」、(B)「階級宥和策」＝「ドイツ資本主義に対する『政治的組織化』作用」、(C)「資本蓄積促進策」＝「ドイツ資本主義に対する『経済的組織化』作用」、という「定式」であって、総じていえば、「ナチス国家」は、「ドイツ資本主義の体制的危機」に直面して、まさに「体制全体・政治面・経済面」の各側面から、「体制維持」を目的とした「組織化作用」を展開したのだ——と結論可能である。

そうであれば、この「3本柱」の③「相互関連」に関しても基本的には次のような図式が描かれ得る。すなわち、ドイツ資本主義の「存亡の危機」に遭遇して、「ドイツ国家」のまず何よりもの課題が「体制枠組維持政策」に設定されたのは当然であり、その意味でこの「体制枠組維持政策」こそが他の2政策に優先した前提的位置に立ったのはいうまでもない。まさにこのような「配置図」に依拠してこそ、まず一面では、「階級宥和策」と「資本蓄積策」とがこの「体制枠組維持政策」を「根本的条件」としてのみ発動可能であったとともに、次に他面では、それらが——逆に——この「体制枠組維持政策」の「現実的内実」として機能していった点が、重要である。要するに、「階級宥和策」と「資本蓄積促進策」とは、まず「相互依存型連関」に立ちつつ、そのうえで、「一方」では「体制枠組維持政策」を「前提」にするとともに、「他方」ではまさにその「内実」を形成する——という明瞭な「トリアーデ関係」を描いた。「ナチス国家」作用の象徴性といえよう。

[3] 定義 以上の考察に立脚して、「ナチス国家」を全体的に(3)「定義＝総括」していこう。まず「ナチス国家」の①「定式」が確定されねばならないが、定式的に表現すれば以下のように概括可能である。すなわち、「ナチス国家」とは、「ドイツ資本主義の『体制的危機』(『体制存続危機』プラス『労働者・農民生活状況困難』)プラス『大型不況』)の下で、『体制枠組維持

政策』を総括点にしながら、『階級宥和策』と『資本蓄積促進策』とを総合的に発動することによってドイツ資本主義の全体的『組織化』を追求する、まさにその『権力の編成主体』に他ならない」——と。そしてその場合に直ちに注意が必要なのは、この「ナチス国家」によって「組織化・編成・統合」されるべき「対象」であって、それは、何よりも「物質代謝過程の『資本主義的運営』」そのものに求められねばならない。換言すれば、この「組織化」の目的はあくまでも「資本主義的再生産過程の続行」に帰着するのであり、「ナチス国家」の絶対的存立根拠はこの軸点にこそある。

もしこのような「定式化」が可能であれば、そこから次に②「ナチス国家の『歴史的位相』」が、以下のような2つの方向から導出されてくる。まず第1は、(A)この「ナチス国家」が、ドイツ国家の歴史的展開プロセスにおける、「ワイマル国家」¹⁷⁾に直接接続したその「転換形態」であるという点であり、したがって「ワイマル国家」との基本的連続性は否定できない。しかし第2に、(B)政策展開の体系的機構手段を欠く点で「過渡期的・早熟的な『現代国家』」¹⁸⁾に止まった「ワイマル国家」と比較して、この「ナチス国家」では、その「手段」＝「管理通貨制」が体制的に実現されたということに他ならず、その意味で、「ナチス国家」＝「現代国家の1つの『典型パターン』」と意義づけられてよい。

しかし最後に、同じ「現代国家の典型例」であったにしても、③「ナチス国家」と「アメリカ・ニューディール国家」¹⁹⁾との「相違性」も決して無視はできない。すなわち、国際的な政治・外交・経済次元の「危機的状況」に根底的に規定されて、「ナチス国家」の場合には、「体制枠組維持政策」が、一面では「階級宥和策」・「資本蓄積促進策」の「基本前提」をなすとともに、他面ではそれらの「集約点」をも構成した点——以外ではなく、それは「ニューディール国家」からはおよそ検出不可能な側面だといってよい。換言すれば、「国際的政治・経済環境」に一定の「余裕」を保持していた「ニューディール国家」では、「階級宥和策」と「資本蓄積促進策」との「自律的展開」余地がその分だけ大きかったわけであり、その点に「ナチス国家」と比べたその「典型性」が確認できよう。

全体の最終総括として、「ナチス国家」の「総合的特質」を以下の「4基

本ライン」に即して摘出しておきたい。すなわち、[A] まず第1は「全体基軸ライン」であって、「31年ドイツ金融恐慌→大型経済不況化→ヴェルサイユ・ワイマル体制との衝突→体制全体の存続危機→『体制枠組維持政策』発動不可避」という「体制課題」を意味する。

ついで[B] 第2は「促進機構ライン」に他ならず、「景気下落→大量失業→雇用・賃金縮小→労働者・農民存続困難→政治的危機可能性→政治的安定化策必要→『階級宥和策』発動」という「激化要因」に関係する。さらに[C] 第3に「資本状況ライン」が加わり、「大型不況→過剰資本累積→企業収益・生産性低下→経済循環困難→経済的危機→経済的安定化策必要→『資本蓄積促進策』発動」という「限定条件」が発生する。

最後に[D] 第4としてこそ「最終定着ライン」が発現し、「資本制の再生産過程維持必要→国家統制展開→拡張的財政・金融政策必要→『管理通貨制』条件確保→『ナチス国家システム』定着可能」という「現代国家現実化」²⁰⁾が帰結する。まさにこのような基本条件に立脚してこそ「ナチス国家」は「ドイツ型現代国家」として歴史的に形成をみた。

- 1) 拙稿「ニューディール国家の基本構造」(『金沢大学経済学部論集』第26巻第2号, 2006年)。
- 2) 拙稿「ナチス経済の展開と景気変動過程」上・下(『金沢大学経済学部論集』第26巻第2号, 第27巻第1号, 2006年)。
- 3) この「ナチス体制の成立」に関しては、前掲、拙稿「ナチス経済の展開と景気変動過程」上58-62頁を参照のこと。
- 4) 「第1次計画」の具体的展開については、東大社研編『ナチス経済とニューディール』(東大出版会, 1979年)および塚本健『ナチス経済』(東大出版会, 1964年)が優れている。本稿もこれらに依拠した。
- 5) この詳細は、拙稿「1931年ドイツ金融恐慌の勃発」(『金沢大学経済学部論集』第41巻第2号, 2004年)をみよ。
- 6) 例えばフィッシャー『ヴァイマルからナチズムへ』(加藤栄一訳, みすず書房, 1982年)を参照。
- 7) この本質に関しては、加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』(東大出版会, 1973年)を参照せよ。
- 8), 9) これらの数値は、前掲、拙稿「ナチス経済の展開と景気変動過程」上69頁表

1に依る。

- 10) 「第2次計画」の内容に関しては、前掲、拙稿「ナチス経済の展開と景気変動過程」下ですでに検討を加えた。
- 11) 「価格統制」の詳細については、何よりも前掲、塚本『ナチス経済』が参考にされねばならない。
- 12) 「対外関係—為替管理」の展開は、戸原四郎『恐慌論』（筑摩書房、1972年）319—20頁に詳しい。
- 13) ナチス農業政策に関しては古内博行『ナチス期の農業政策研究』（東大出版会、2003年）を参照。
- 14) 以下の数値は、前掲、拙稿「ナチス経済の展開と景気変動過程」下に依る。
- 15) この「労資同権化」に関する本質については何よりも、前掲、加藤『ワイマル体制の経済構造』を参照せよ。
- 16) ドイツ管理通貨制成立について詳しくは、前掲、拙稿「1931年ドイツ金融恐慌の勃発」をみよ。
- 17) 「ワイマル国家」については、前掲、拙稿「ドイツ・ワイマル国家の基本構造」で検討した。
- 18) この「過渡期性=早熟性」の含意についても、前掲、加藤『ワイマル体制の経済構造』をぜひ参照のこと。
- 19) 「ニューディール国家」に関しては、前掲、拙稿「アメリカ・ニューディール国家の基本構造」を参照せよ。
- 20) 資本主義国家の「原理・段階・現状」の諸問題については、拙著『国家論の系譜』（世界書院、1987年）を参照されたい。それによって、資本主義国家分析に関連する多面的考察課題が明確になり、まさに、「資本主義と国家論」との内的対応関係の形態・構造・内実が体系的に示されていく。